

## 山梨県における空港等開設の可能性に関する調査業務委託仕様書

### 1 目的

リニア中央新幹線の開業や空の移動革命の到来を見据えて、リニア中央新幹線と航空路との機能交接という新たな観点を踏まえ、本県における航空交通整備の可能性と課題を明らかにする。特に、羽田空港の補完的機能を見据えるとともに、アフターコロナでの小型旅客機やプライベートジェットの離発着の需要増加も視野に入れて調査を実施する。

### 2 業務委託名称

山梨県における空港等開設の可能性に関する調査業務委託

### 3 履行期間

契約日から令和6年3月15日まで

### 4 委託業務内容

項目		内容
1.	過去の調査資料の整理	山梨県で過去に実施した空港関連調査の資料について整理する。（※過去の調査資料は山梨県から提供するが、取りまとめにあたって適宜補足すること）
2.	航空需要調査	リニア山梨県駅とのアクセスを前提に、小型旅客機やプライベートジェットの需要の取り込みも視野に、本県における将来的な航空需要について推計する。 ① リニア中央新幹線と航空路の機能交接の可能性検証 ② 羽田空港の補完的機能を果たす空港としての可能性検証 ③ ビジネスジェット・プライベートジェットの受け皿としての可能性検証 ④ ジェネラルアビエーション空港としての可能性検証 ⑤ 以上①～④を踏まえた上での本県における航空需要、採算性および経済波及効果の推計

3.	空港適地調査	<p>空港のコンセプトを設定し、気象、地形、空域、リニア山梨県駅とのアクセス、土地利用、環境、法規制等の観点から検討を行い、適地を抽出する。</p> <p>① 空港コンセプトに合わせた就航機材および空港規模の設定</p> <p>② リニア山梨県駅とのアクセスに関する案を複数検討の上、空域条件、法規制、地形、土地利用状況等をもとに、検証対象地域の選定</p> <p>③ 検証対象地域における空港施設の設置可能性検討</p> <p>④ 空港建設候補地の運行空域条件、建設条件、社会条件等を踏まえた比較検討</p>
4.	報告書作成	<p>上記 1.～3.により得られた調査・分析結果及び検討の内容を踏まえて、当県における空港等整備に関する事業性及び今後の航空交通のあり方についてとりまとめを行う。</p>
5.	研究会運営補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議資料の作成補助業務</li> <li>・ 会議運営補助業務</li> <li>・ 議事録作成、意見取りまとめ業務</li> </ul> <p>※ 15名程度の構成員からなる研究会を年度内に2回実施予定（内1回はオンライン開催）</p>

※ リニア山梨県駅の位置に関する情報は、下記ウェブサイトを参照  
<https://linear-chuo-shinkansen.jr-central.co.jp/plan/>

## 5 成果物

### (1) 中間報告

[提出物]

- ① 中間報告書
- ② 中間報告書（概要版）
- ③ その他（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

※ 図書の体裁A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）

[納品方法]

- ① 紙媒体 カラー版  
 中間報告書 5部（簡易製本可）

中間報告書（概要版） 15部（簡易製本可）

② ドキュメント類

電子媒体（CD-R等）に格納し3部（ファイル形式は、PDFデータに加えて、山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式[ワード、エクセル、パワーポイント等]とする。）

(2) 最終報告

[提出物]

① 最終報告書

② 最終報告書（概要版）

③ その他（打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント）

※ 図書の体裁A4判縦、横書き、作図等は適宜（A3判の折込可）

[納品方法]

① 紙媒体 カラー版

最終報告書 5部（簡易製本可）

最終報告書（概要版） 15部（簡易製本可）

② ドキュメント類

電子媒体（CD-R等）に格納し3部（ファイル形式は、PDFデータに加えて、山梨県のパソコンで処理でき、データ編集が可能な形式[ワード、エクセル、パワーポイント等]とする。）

(3) 納期

[中間報告書] 令和5年12月15日まで

[最終報告書] 令和6年3月15日まで

(4) 著作権

本業務の実施で得られた成果、情報等については、山梨県に帰属する。

## 6 留意事項

(1) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期する。

(2) 一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、山梨県の承諾を得るものとする。

## 7 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、山梨県と受託者で協議の上、業務を遂行する。